

【懲戒事案の要旨】

1 懲戒対象者

U20 レスリンググレコローマンスタイル日本代表選手・未成年 4名

U20 レスリンググレコローマンスタイル日本代表選手・成年 3名

2 懲戒の内容

戒告

3 懲戒処分の効力発生日

令和7年12月24日

4 懲戒の理由

- 本協会倫理規程第4条(7)「本協会の名誉を毀損し、又は目的に反するような行為」違反
- 未成年者飲酒禁止法第1条第1項違反（未成年選手のみ）

5 事案の概要

- U20 日本代表としての海外での活動期間中（2025年7月10日夜～11日未明）、未成年選手と成年選手が長時間にわたって飲酒を行った。成年選手においては、未成年者の飲酒を制止せず、共に飲酒に及んだ。
- 飲酒の際、酒に酔った選手がホテルの部屋を相当程度汚損させたことを認識しながら、十分な清掃を行わずに退出し、ホテル側に損害を与えた。
- 本件の処分に際しては、本来であれば一定期間の資格停止処分が相当であるとの意見もあったが、懲戒対象者らが事案発覚後、処分を受けるまでの間、所属チームの指導の下で数か月の間、大会出場等の活動を自粛していること等を考慮して戒告処分とした。